

岡崎幸田災害医療対策本部設置要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県災害医療調整本部等設置要綱第8条の規定に基づき、西三河南部東医療圏（以下「圏域」という。）における地域災害医療対策会議として設置する岡崎幸田災害医療対策本部（以下「対策本部」という。）の組織等に関して必要な事項を定める

(所管事項)

第2 対策本部は、次の業務を行う。

- (1) 圏域内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること
- (2) 圏域内の医療機関及び市町の医療支援に関すること
- (3) 災害医療調整本部に対する医療支援の要請に関すること
- (4) DMAT 活動拠点本部（災害拠点病院）との連携に関すること
- (5) その他、上記に必要な情報の収集、分析、調整に関すること

(設置)

第3 対策本部は、次のいずれかに該当した場合に、岡崎市民病院又は愛知県西尾保健所が指定した場所へ設置する。

- (1) 圏域内に震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 圏域内で災害医療に関する調整が必要となった場合
- (3) 地域災害医療コーディネーターから要請があった場合
- (4) その他、愛知県西尾保健所長が必要と認めた場合

(組織)

第4 対策本部の組織は、次のとおりとする。

- (1) 対策本部を統括する本部長は、愛知県西尾保健所長とする。
- (2) 本部長が不在のときは、岡崎市保健所長がその職務を代行する。
- (3) 対策本部には地域災害医療コーディネーターを置く。
- (4) 本部長は、対策本部を運営するために、別表に掲げる構成機関等の中から必要に応じて職員を招集又は連絡体制の確立を要請する。

2 その他、対策本部の運営等に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第5 対策本部の事務局は、愛知県西尾保健所、岡崎市、幸田町が務め、そのうち庶務に関することは、愛知県西尾保健所が務める。

(廃止)

第6 本部長は、対策本部による医療調整が不要と判断した場合、対策本部を廃止する。

附 則

この要領は、平成26年2月21日から施行する。

別表（構成機関等）

地域災害医療コーディネーター
災害拠点病院（岡崎市民病院）
後方支援病院等
一般社団法人 岡崎市医師会
一般社団法人 岡崎歯科医師会
一般社団法人 岡崎薬剤師会
陸上自衛隊第10特科連隊
愛知県岡崎警察署
愛知県看護協会西三河支部
岡崎市消防
幸田町消防
岡崎市
幸田町
愛知県西尾保健所